

真 鶴 港

指定管理者 事業計画書

団体名	真鶴町
-----	-----

団 体 の 概 要

団 体 の 名 称		真鶴町
代 表 者 の 氏 名		小林伸行
申 請 者 の 主 たる 事 務 所 の 所 在 地		〒259-0202 足柄下郡真鶴町岩 244 番地の 1
担 当 部 署	所 在 地	〒259-0202 足柄下郡真鶴町岩 244 番地の 1
	担 当 部 署 名	まちづくり課
	電 話 番 号	0465-68-1131 (内線 342)
	ファクシミリ番号	0465-68-5119
	メールアドレス	
	担 当 者 名	

【記載要領】

原則、次のとおりとしてください。

- 1 必ず本様式を使用してください。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長としてください。
- 3 両面印刷または両面コピーとしてください。
- 4 ページ数は、通し番号（表紙から1／〇とし、以降2／〇、3／〇とする通しページ、〇には総ページ数を記入）を中央下に表記してください。
- 5 欄が不足する場合は、ページを追加してください。
- 6 申請者としてのセールスポイントがわかるように記載してください。

I サービスの向上

1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等

(1) 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等

① 指定管理業務全般を通じた団体の総合的な運営方針、考え方

公共性及び平等性等が求められる施設の「設置目的」や「公の施設としての役割」を踏まえ、施設の役割を活かしてどのような施設運営を目指すのか、総合的な運営方針、考え方を記載してください。

令和5年8月29日付けの文書により、神奈川県知事から真鶴町の執行体制が安定するまでの間、県が直接真鶴港を管理する旨の通知をいただきました。町としましては、この度の申請に至る間、町長選挙により新町長の就任、副町長の選任及び専任の港湾担当者の配置等の適正な執行体制の改善を図ってまいりました。県の直接管理となって5か月が経過し、改めて真鶴港の存在が真鶴町にとって重要なものであると認識いたしました。

真鶴港は鉄道が開通する以前は、真鶴の玄関口として、人の交流、物の交流及び文化の交流の場として町民の生活に密接に関わりを持っていました。漁業はもとより、鎌倉時代から続く石材業は江戸時代に石材運搬の拠点として、また伊豆方面の石材等を江戸に運搬する船舶の風待ち港として利用され、現在も石材運搬の拠点となっています。現在は、漁業、石材業だけでなく、ヨットの係留や遊覧船の発着など真鶴港を舞台とした各種イベントの開催等の賑わいの創出の場となっています。

近年のコロナ禍の影響もあるかと思いますが、働き方の変化に伴い子育て世代の移住者が増加しています。移住者の方々に話しを聞くと多くの方が「自然豊かな場所で子育てをしたい」とか「まちづくり条例の美の基準がある町だから移住を決めた」という答えが返ってきます。美の基準の中には海、港に関連するキーワードが多数記載されています。真鶴町民にとって、海、港は正にふるさと真鶴の象徴そのものといえます。

県においては、平成17年に策定した「真鶴港活性化整備計画」により、施設整備を進めていただいておりますので、これと連携し、多くの人々が安心して安全に利用できる場となるよう次の運営方針により取り組んでいきます。

運営方針1 安全で安心した利用ができる港

真鶴港は、先に述べたように漁業者、石材業者、遊覧船・ヨット利用者・民間マリーナ・遊覧船事業者等により様々な利用形態で利用されています。真鶴港みなとまちづくり協議会の場を活用し、利用者から意見、要望を聴取し、公正公平に調整を行い、より一層、安全で安心した活用を図ります。また、「真鶴港活性化整備計画」に基づき、耐震岸壁、沖防波堤、津波避難タワー及び南側漁業基地等が整備され、災害に強い港として整備が進められていますので、県と町との連携を強化し、災害の規模や種別に応じた適切な対応を速やかに行えるよう努めます。

運営方針 2 交流拠点としての港

真鶴港では、毎年 7 月に開催される「貴船祭り」、毎年秋に開催される「豊漁豊作祭（よさこいフェス）」、毎月 1 回行われる「真鶴なぶら市」等のイベントや魚座（魚市場・レストラン）周辺には遊覧船や海鮮料理店などがあり、多くの人々が集まります。また、琴ヶ浜遊歩道前の海岸では、夏季になると磯遊びや磯の観察会等で賑わいます。より一層、多くの人々が利用し、地域の活性化に寄与するよう利用者の利便性の向上を目指します。

また、港を賑わいの場とするため、関係団体と連携し、各種イベントの企画・開催を進める共に手続き業務の効率化などサービスの向上を図ります。

② 業務の一部を委託する場合の業務内容等

業務の一部を委託する場合は、その考え方や業務内容、委託業者の選定方法、委託により見込める効果・効率性などについて記載してください。

※ 業務内容等は、「委託予定業務一覧表」（様式 5）にも併せて記載してください。

直営で業務を行うことが基本となりますが、専門的な知識・免許を有する必要がある業務については、安全性の確保・業務の効率化を併せて考慮して業者に委託します。

1 琴ヶ浜公衆トイレ浄化槽清掃管理業務委託事業

専門的な知識・技術により浄化槽の汚泥を引抜き、清潔な状態を保つため、町の指名参加登録業者の中で浄化槽清掃業務について免許を有する町内業者と随意契約で委託し、定期的に汚泥を引抜き、適切に処理するものです。

2 琴ヶ浜公衆トイレ浄化槽保守管理業務委託事業

専門的な知識・技術により浄化槽の性能及び機能を保つため、町の指名参加登録業者の中から数社を選択した上で指名競争入札により予定価格の範囲内で最低価格を提示した業者に委託し、専門的見地から設備の異常の有無を確認するものです。

3 警備保障業務委託事業

港湾管理事務所は、17:15～翌日 8:30 までの間及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで間は、無人となるので、専門的な知識・技術を有する警備会社に警備保障業務を委託し、施設の安全管理を図ります。

2 施設の維持管理

(1) 維持管理業務

① 清掃業務、保守点検業務、受付業務、警備業務等についての実施方針

県が示した維持管理の水準を確保し、利用者が快適に利用できる施設環境を維持するため、維持管理業務を確実に実施するための実施方針、実施内容について、業務ごと（清掃、保守点検、受付、巡視・警備、修繕等）に、経費節減、委託する業務の考え方を踏まえた上で、記載してください。

1 清掃業務

清掃業務については、施設利用者や観光客が不快な思いを抱くことのないように、県の維持管理の水準に基づき定期清掃を行います。また、港湾利用者や近隣住民からの通報・要望には即座に対応するように最善を尽くし、台風通過後の港湾内の清掃についても迅速に対応し、施設を常に清潔に保つよう心掛けます。清掃で発生したゴミ及び港湾内で発見した粗大ゴミについては、自ら処理施設に持ち込み、収集運搬費用が発生しないように努めます。なお、夏季に多くの人々が利用する琴ヶ浜海岸及び琴ヶ浜公衆トイレは、1日3回の巡視を行い海岸清掃及びトイレトーパーの補充を行う等、利用者が快適に利用できるよう努めます。

2 巡視業務

巡視業務については、日々目視等により施設の点検及び異常の有無の確認を毎日行い、異常個所の早期発見を心掛けます。実施に当たっては、誰もが気軽に自由利用できる施設であることに留意し、危険行為を行う者や秩序を乱す者に対しては、施設利用の中止や利用方法の変更を指示する等、適切に対処します。また、地域を所管する地元警察署による巡回強化を依頼し、異常発見時には必要に応じて警察に通報する等港周辺を含めた安全管理に努めます。

3 保守点検業務

施設を安全で快適に利用できるよう、必要がある場合は専門業者へ委託することにより施設の保守管理を行います。公衆トイレの浄化槽保守点検業務については、利用者に快適に利用していただく上で必要不可欠であることから、当該業務を安心して任せられる業者を選定し、指名競争入札等により費用負担の軽減に努めています。専門業者による定期点検の他にも日常の施設内の巡回時や清掃業務の中で異常個所の早期発見に努め、適切な維持管理に努めます。港内の投光器については、台風等の接近時には終夜点灯するため、定期的に点検し、非常時に備えます。

4 修繕業務

修繕業務に関しては、日常の清掃・巡視業務の中で修繕が必要な個所の発見に努め、発見した場合は、県に速やかに報告するとともに、できる限り直営で行うこととし、迅速な対応と修繕費の節約、危険個所の早期対策を図り、適切な維持管理を行います。

(2) 利用承認業務

① 利用承認等の業務についての実施方針（業務実施に当たっての人員体制、事務の流れ、責任の所在等が明確になるように記載してください。）

ア 岸壁、荷さばき地等の管理運営について、施設の公共性、利用の公正中立性の観点を踏まえ、どのように利用承認等の業務を実施するか、記載してください。

ア 岸壁、荷さばき地等の管理運営

神奈川県港湾条例及び真鶴港の施設の利用承認等に関する事務処理要綱を熟知した上で、適正な業務を実施していきます。業務の実施については、役場庁舎内では、まちづくり課長の下、土木係長、専任担当、副担当が事務にあたり、港湾管理事務所では会計年度任用職員が事務を行います。

1 岸壁利用の承認

① 申請書の受理

まちづくり課に事前に船舶の種別、場所及び利用期間について申請前に連絡を受け、予約状況確認をした後、申請書の提出を受けます。

② 申請書の稟議

受理した申請書は専任担当により、申請内容及び添付書類の審査を行い、稟議書を起案し、まちづくり課長の決裁を受けます。

③ 承認書の交付

まちづくり課長の決裁後、承認書に町長印を押印し、承認書を交付します。その際、利用する前日までに利用料を現金で支払うよう申請者に伝えます。

④ 事後処理

利用料納付の確認を行い、入出港届を受理し、5年間保管します。

2 荷さばき地等の利用承認

7月に開催される国指定の重要無形民俗文化財である「貴船まつり」については、岸壁、物揚場及び荷さばき地等の港湾施設を利用します。また、月に1回の「真鶴なぶら市」や年1回の豊漁豊作祭や年数回の真鶴町フィルムコミッションによる映像等の撮影のため岸壁、物揚場及び荷さばき地等を利用します。これらの利用にあたっては、真鶴港一時使用届を提出させ、内容等を審査し、本来の港湾施設の利用に支障がない限り、受理します。届出については、5年間保管します。

イ ヨット等係留施設の管理運営について、海洋性レクリエーション需要の多様化や施設の公共性、利用の公平中立性の観点を踏まえ、どのように利用承認等の業務を実施するか、記載してください。

イ ヨット等係留施設の管理運営

神奈川県港湾条例及び真鶴港の施設の利用承認等に関する事務処理要綱を熟知した上で、適正な業務適正な業務を実施していきます。業務の実施については、役場庁舎内では、まちづくり課長の下、土木係長、専任担当が事務にあたり、港湾管理事務所では会計年度任用職員が事務を行います。

1 係留施設利用の承認（短期係留）

① 申請書の受理

まちづくり課に事前に船舶の種別、利用期間等について申請前に連絡を受け、予約状況確認をした後、真鶴港の施設利用等に関する事務処理要綱に基づき10日間の利用期間を限度に申請書

の提出を受けます。

② 申請書の稟議

受理した申請書は専任担当により、申請内容及び添付書類の審査を行い、稟議書を起案し、まちづくり課長の決裁を受けます。

③ 承認書の交付

まちづくり課長の決裁後、承認書に町長印を押印し、承認書を交付します。その際、原則として利用する前日までに利用料を現金で支払うよう申請者に伝えます。

④ 事後処理

係留施設利用承認申請書を整理し、5年間保管します。

2 係留施設利用の承認（長期係留）

① 申請書の受理

ヨット係留施設の年間利用者については、真鶴港の施設利用等に関する事務処理要綱に基づき期間満了日の45日前から15日前の間で、まちづくり課において継続利用に係る申請書の提出を受けます。

② 申請書の稟議

受理した申請書は専任担当により、申請内容及び添付書類の審査を行い、稟議書を起案し、まちづくり課長の決裁を受けます。

③ 承認書の交付

まちづくり課長の決裁後、承認した旨の連絡と年間利用料の請求を申請者に通知し、利用料の納入確認後、承認書に町長印を押印し、承認書を交付します。

④ 事後処理

係留施設利用承認申請書を整理し、5年間保管します。

※神奈川県が導入を予定しているキャッシュレス決裁について、積極的に取組みます。

ウ 利用承認等の業務実施に当たって留意する事項等（利用秩序の維持のための関係団体等との調整、防波堤等の利用指導等）について記載してください。

利用承認業務については、申請者の個人情報等を数多く取り扱うことから、外部への漏洩等のないよう細心の注意を払い事務を執行します。

また、ヨット利用者・石材業者・漁業関係者・民間マリーナ及び遊覧船事業者と調整の上、それぞれに不都合が生じないように努めるとともに、地元の企業や利害関係団体の優先性を認めず、中立性を確保しつつスペースを最大限に利用していきます。

防波堤や岸壁については、釣り客や絵画を描く者及び港内を眺める観光客等も利用しています。港内施設は、係留許可を受けている船舶が多数係留しているので、指定管理者による巡視の際、これらの船舶に損壊を与えるような行為が行われないよう注視すると共に、そのような行為が行われないよう指導します。

(3) 利用調整業務

① 業態の異なる複数事業者間（石材事業者、漁業者、ヨット利用者等）の中立・公平な利用調整・指導等についての実施方針

※ （別紙５）「真鶴港管理運営業務基準」の「Ⅳ 利用調整に関する業務」について、具体的に提案してください。

ア 業態の異なる複数事業者（石材事業者、漁業者、ヨット利用者等）間や一般利用者との利用調整及び利用指導について、公平中立性の観点を踏まえた上で記載してください。

真鶴港は深い緑に覆われた御林の岬（真鶴半島）に守られた美しい入り江の港となっております。石材業にとっては石材の積出しの拠点となる港、漁業にとっては豊かな海に臨む魚市場を有した港として、互いに協調、連携し、町の発展に尽くしてきました。また、ヨット利用者にとっては海洋レジャーの拠点として、石材業者、漁業者に敬意を持って真鶴港を利用しています。真鶴港を会場とした観光客や住民を対象としたイベントに際しては、これまで石材業者、漁業者・ヨット利用者・民間マリーナ及び遊覧船事業者はイベントに協力し、地域の振興と活性化に寄与し、良好な信頼関係を築いています。港湾施設の利用に関しては条例及び事務処理要綱を遵守し、利用承認を行うこととなりますが、真鶴港においては、前述した石材業者・漁業者の他にヨット利用者等レジャーの利用者が混在し、複数の事業者の権利関係が絡むことになるので、それらを踏まえた上で公平中立な管理（地元の企業や利害関係団体の優先性を認めない等）ができるよう、利用調整に努めます。利用調整の場としては、「真鶴港みなとまちづくり協議会」や令和６年８月に発足した「真鶴港利用者連絡会」の場を活用するとともに、必要に応じて各団体との個別会合を持って調整に努めます。

イ 岸壁、荷さばき地の利用承認に当たっての承認条件や承認後の指導監督について、行政処分的な業務、公平中立性、利用者や事業者の安全確保等の視点を踏まえて記載してください。

真鶴港は主に石材業者等が利用する岸壁と遊覧船や魚座等の飲食店など一般の方々が利用する観光施設が隣接しています。岸壁の主たる利用者は前述した石材業者であることから、利用申請時に石材の荷卸し等の状況を的確に把握し、漁業者、ヨット利用者、民間マリーナや港周辺住民及び飲食業者等に随時周知しています。同時に、施設の利用に当たり法令の遵守・迷惑等をかけない旨の誓約書を提出させ、適正に指導監督できるよう（特に石材運搬に係る落下防止・過積載防止などの安全管理）に努めます。また、一般の施設利用者及び住民に危険・苦痛が及ぶと考えられる場合は、状況に応じて施設の利用制限を行うなど適切な管理運営を行い、安全の確保に努めます。

ウ 台風発生時等に漁船等が避難してきた場合の対応について、複数事業者間の調整の視点を踏まえ、記載してください。

台風発生時等天候の悪化が予想される場合には真鶴港の周辺を航行している船舶が緊急に避難してくることが想定されるため、平常時にもまして船舶の利用状況を詳細に把握し、特に石材業者や漁業者の協力を得て被害が出ないように効率的なスペースの利用に努めます。スペースに余裕がない場合等には台風の規模にもよりますが、波浪の影響を受けにくい石材船等の大型船については、沖合に停泊又は東京湾への避難等の臨機応変な対応に努めます。

また、台風等の進路等により天候の悪化が予想される場合は、真鶴町の岩漁港や湯河原町の福浦漁港所属の漁船が真鶴港に事前避難して来ます。この場合、真鶴町漁協と調整し、漁港区内に安全に係留できるよう調整しますが、避難漁船が多い場合は、商港区の岸壁に係留するように調整します。

3 利用促進のための取組、利用者への対応

(1) 開かれた港湾を目指した利用促進のための取組

① より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等

ア 事業の実施方針、内容等について、公の施設としての公共性、公平性、提案内容の具体性及び実現可能性を踏まえ、経費、人員配置、委託の実施の有無等の視点を含めて、具体的に記載してください。

真鶴港を賑わいの空間とするため、港を利用する石材業者や漁業者等と連携するとともに、地元商工業や漁業の振興を目的としたイベントを展開し、町行政と商工業者・漁業者が協力し、港の活性化に努めます。また、湘南海上保安署及びヨット利用者(長期係留施設利用者)の協力を得て、巡視艇やヨットの体験乗船会を開催し、海への理解を深める事業を展開します。また、平成26年度から月に1度(毎月最終日曜日)第5物揚場を会場に「真鶴なぶら市」が開催され、地元産の魚、野菜といったものが並ぶ朝市を開催していますので、イベントの発展に貢献できるようサポートしていきます。

真鶴町が事務局を担っている真鶴港みなとまちづくり協議会では、主管事業として、上述の体験乗船を実施しています。本協議会は港湾の利用調整の場でもあります。賑わいづくりに資する事業を行っていく団体でもあるため、港湾の利用促進に協力していただき、新たな事業展開に努めます。

イ 利用促進状況を把握するため、各年度、各年度上半期・下半期ごとの数値目標(ヨット・船舶の出艇数)を設定し、設定の考え方も併せて記載してください。

ヨット・船舶の出艇数

項 目	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
年 度 目 標	2,987 艇	3,046 艇	3,106 艇	3,168 艇
上半期目標	1,792 艇	1,827 艇	1,863 艇	1,900 艇
下半期目標	1,195 艇	1,219 艇	1,244 艇	1,268 艇

<設定の考え方>

近年、漁船の出漁数が減少傾向にあることやヨットの長期係留者の高齢化による出艇数の減少及び遊覧船事業の経営者が代わったことによる運航日数の減少を考慮して設定しました。

なお、令和 7 年度については、過去 4 年間の実績を基に算出し、令和 8 年度以降は、毎年 2 % の増を目指します。

② より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等

広報やPR活動の取組について、多様な手法を用いるなど、具体的に記載してください。

施設利用の促進に関しては効率的かつ多くの利用を図るために、町が毎月発行する広報紙や町公式ホームページ、町内掲示板及び自治会回覧板等を活用した広報活動を展開し、情報提供を行うとともに、長期係留施設に空きスペースが生じた場合等広範囲に周知が必要な場合には、町公式ホームページはもとより県のたよりに掲載を依頼する等、迅速な情報発信に努めます。真鶴町は年間を通して多くのハイカーが散策に訪れますが、観光協会が発行している「真鶴さんぽ」には、「まちづくり条例・美の基準」のキーワードである背戸道や史跡等が点在し、飲食店が集まる真鶴港を中心とした散策コースを紹介しています。

第 5 物揚場をメイン会場として開催される「豊漁豊作祭」や「真鶴なぶら市」等、多くの集客が見込まれるイベントについては、地元の新聞社、地域に配布される新聞折込み生活情報紙や近隣市町が発行する広報紙等に掲載を依頼するなど、様々なメディアに協力を仰ぎ、真鶴港を賑わいの空間とする PR 活動を行います。

真鶴町フィルムコミッションを通じて映画、ドラマ、CM、情報誌等の撮影の舞台として真鶴港が使用されています。令和 6 年 4 月号のヨット・モーターボートの雑誌「Kazi」の特集「読者が選ぶクルージング泊地 50 選」でヨットオーナーとともに真鶴港が紹介されました。

③ 港の賑わいを創出するイベントの開催など施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等

港内外の地元の観光資源と連携したイベントの開催など、施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業があれば、その内容等を記載してください。

※ 自主事業の具体的な実施計画及び収支計画（人員配置や料金設定等の計画を含む。）は、別に作成して提出してください。

港湾及び地元の物産販売の振興を目的に、真鶴港を会場として開催される「真鶴なぶら市」に

において、湘南海上保安署及びヨット利用者(長期係留施設利用者)の協力を得て、巡視艇やヨットの体験乗船会を開催し、海への理解を深める事業を展開します。

また、真鶴町教育委員会では夏休み中に小学生の親子を対象に真鶴港でプランクトンを採取し、夜光虫の発光や多くのプランクトンを観察して真鶴の海の豊かさを学びます。

④ 海上交通の普及啓発など、周辺の港との連携に向けた取組に対する考え方

定期航路化にもつながる海上交通(クルージングツアー、海上タクシー等)による、周辺の港との連携に向けた県や事業者の取組に対する町としての考え方について記載してください。

「豊漁豊作祭」や「真鶴なぶら市」などのイベントや真鶴半島周遊の遊覧船の運航及び魚市場周辺を中心とした飲食店等、真鶴港は真鶴観光の重要なエリアです。クルージングツアーの寄港地として、鉄道や車とは別に海からのルートで真鶴町に多くの人々が来訪されることは、更なる賑わいの場として真鶴町の魅力化に繋がります。県や事業者からの働きかけがあれば、積極的に協力し、周辺の港と連携し、海上交通の普及に努めます。

(2) 利用者への対応、利用料金

- ① サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等アンケートのほか、SNSの活用等により、利用者ニーズ・苦情を把握し、その内容を事業へ反映させる仕組み等について、苦情等への対応の事前の体制整備を含めて記載してください。

開かれた港を目指し多様化する利用者のニーズに応えるため、利用者(石材業者・漁業者・ヨット利用者・民間マリナー・遊覧船運営業者)に対しての意見・要望の把握はもちろんのこと、イベント来場者や臨時利用者からの意見・要望も積極的に聞き取りを行い、それらを実際の運営や業務改善に活かします。具体的には①利用者(石材業者・漁業者・ヨット利用者・民間マリナー・遊覧船事業者)が構成員となっている「真鶴港みなとまちづくり協議会」や「真鶴港利用者連絡会」の場において、直接の意見聴取、②イベント開催時の来場者への満足度を測るアンケート、③短期係留施設利用者への港湾施設の利用に関するアンケートを実施し、日常的な利用者はもとより外来利用者の利便性も考慮した改善を随時実施します。また、港湾管理事務所窓口、町まちづくり課窓口にて苦情を直接受け付ける体制を構築し、即座に対応できる苦情に関しては自前に対応し、関係機関と協議が必要な苦情に関しては迅速に県に報告し、協議を進め対応に努めます。

② 手話言語条例への対応

手話に対応するための体制の整備や研修等の取組方法等を記載してください。

現在、町として手話に関する研修を実施しておりませんが、今後民間で行われている手話教室への職員の参加を積極的に促すとともに、手話対応できない場合においても、磁気ボードを活用する等、円滑なコミュニケーションができるよう努めます。

I サービスの向上

4 事故防止等安全管理

(1) 事故防止等

① 通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容

事故防止に関するマニュアルの作成、職員研修の実施、利用者の事故防止へ向けた取組等について記載してください。

平常時の事故発生への対応の基本方針を示すため、別に事故防止マニュアルを作成していくとともに、石材業者・漁業者・ヨット利用者等を町で実施している防災訓練等へ積極的な参加を推進し、事故防止意識の普及に努めます。また、日常の巡視業務における海面監視など、常日頃から事故防止に努めます。令和5年度にはヨットオーナーズクラブ（長期係留者）と調整し、真鶴町まちづくり課職員とヨット利用者有志を対象に湯河原町消防の指導で救急救命講習を実施いたしました。

② 事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針

通常時における事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の安全管理体制、連絡体制、人員配置体制、対応方針について記載してください。

また、緊急事態を想定した訓練等を実施する場合は、その内容について記載してください。

（災害・荒天時対応については、(2)に記載してください。）。

事故発生時には、人命救助を最優先し、町担当課より海難救助については湘南海上保安署・水難救済会へ、陸上輸送・現場確認については湯河原町消防本部・小田原警察署に通報し、救助等の要請を行うと共に、担当課長の指示の下、担当職員及び会計年度任用職員は現場へ急行し、事故の状況を詳細に把握します。事故の詳細が明らかになった時点で速やかに電話、FAX、メール等により県西土木事務所小田原土木センターへ事故・不祥事等に関する報告書により①事故の状況、②事故当事者の氏名・連絡先、③死者・負傷者の有無、④船舶や港湾施設の被害の有無、⑤今後の対応について報告します。

I サービスの向上

③ ヨット利用者等安全管理業務についての実施方針

ア 出艇・帰港管理、気象情報提供業務、出艇禁止等の指導業務、海面監視業務（消防等への連絡体制の確保等）など、利用者が施設を安全に利用するために配慮すべき業務や指導等について、どのように対応するか記載してください。

出艇届の提出については、無届出は重大な事故につながるため、日頃から、ヨット利用者等への指導を徹底します。無届出者を発見した場合には、嚴重注意の措置を取り、その責任者宛てに注意勧告を実施します。再三の注意勧告にもかかわらず無届出を繰り返す悪質な利用者には、県に利用承認の取り消しを求めます。出艇を予定している艇には、港湾管理事務所にて気象情報を提供するなど、利用者の安全に最大限配慮します。また、注意報・警報発令時やその他必要に応じて出港の際に危険が予測される場合には出艇注意あるいは禁止の指導を行います。

令和 5 年度には県が港内施設 2 か所にカメラを設置し、県ホームページから真鶴港の海況を見ることが可能になったため、出港の可否を遠隔地から早期に判断することが可能となりました。

イ 出艇禁止指導、出艇注意指導を行う場合の具体的な基準及びその運用について記載してください。

強風波浪注意報が発令されている間は、出艇禁止を指導します。指導に当たっては、ハンドマイク等により周知するとともに、利用者から電話での問い合わせを受けた場合は、現在の状況・今後の予報を明確に説明します。

④ 急病人等が生じた場合の対応

- ・ 救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等

急病人等が生じた場合の対応として、救急救命士等有資格者の採用・配置や職員への救命講習の実施等について記載してください。

急病人が生じた場合には、人命救助を最優先し、湯河原町消防本部に通報し、救急救命を要請します。心停止が確認された場合には、港湾管理事務所に設置してある AED により、応急措置を行います。令和 5 年度には真鶴町まちづくり課職員とヨット利用者有志を対象に湯河原町消防の指導で救急救命講習を実施いたしました。津波対策訓練の際、受講したまちづくり課職員の指導で臨時職員に対し、AED を使用した救急救命講習を実施しました。

(2) 災害・荒天時対応業務

① 地震、津波等の災害時及び高潮、波浪等の異常気象時の利用者の避難誘導、県への協力等についての実施方針

ア 地震、津波等の災害時の利用者の避難誘導等の対応の考え方（事前準備、連絡体制、関係機関との連携・協力、避難場所、避難誘導方法等）について記載してください。（業務実施に当たっての人員体制、事務の流れ、責任の所在等が明確になるように記載してください。）

地震、津波が発生した場合に港湾施設の利用者の生命の安全を確保するために「津波発生時行動マニュアル（平成24年5月16日策定・令和5年度更新）」により、地震・津波発生時の職員の行動規範等を定めており、その概略は次のとおりです。

地震、津波発生時には、何よりも利用者の避難対応を最優先に行う必要があり、各職員は、初動態勢時には原則として次の役割を担います。配備体制の責任者は、地震、津波発生時に勤務する一番上席の者とし、配備体制の責任者は、あらかじめ定められた役割を基本に職員に指示を出します。各職員は、責任者の指示に従うとともに、自発的な行動を必要に応じて行います。

<参考例>

区 分	人 員	役 割
管理係	まちづくり課員 1名	建物内の施設安全確認、関係機関への連絡、利用者避難誘導等
避難誘導係	まちづくり課員2名 港湾管理事務所 会計年度任用職員 2～3名	建物外の状況確認、関係機関への連絡、ハンドマイクによる放送、利用者避難誘導、出艇者の確認・避難措置等

初動態勢時の流れと対応すべき主な内容は次のとおりです。

① 地震発生



② 情報収集 …震度、津波警報等発表の有無、津波到達予想時間、出艇者の情報収集。



③ 情報伝達 …港内放送等により、利用者への情報伝達。



④ 避難誘導 …あらかじめ定められた津波避難場所等へ利用者の避難誘導を行う。



⑤ 土木センターへの報告 …被害状況等について、県西土木事務所小田原土木センターへ報告を行う。

職員は、各自の役割に基づいて、次のとおり対応します。（港湾管理事務所に勤務する会計年度任用職員は避難誘導に従事することとします。）なお、ここで定める内容は基本的な対応手順を明らかにするものでありますが、被害等の状況に応じて臨機応変な対応が必要となった際は、手順と異なる場合もあることとします。

○津波情報等の収集（管理係）

管理係は、地震が発生した場合には、速やかに情報を収集します。

<収集すべき情報>

- ☐ 津波警報等発表の有無
- ☐ 津波の予想される高さ
- ☐ 津波到達予想時刻
- ☐ 震度・震源の大きさ
- ☐ 震源地
- ☐ 余震の起こる可能性

管理係は、ヨットの出艇届、出艇記録を速やかに確認し、帰着していない艇がいる場合には、艇数、船種等を確認し、レスキュー艇の出動、海上保安署への連絡・巡視要請、出艇者の携帯電話への連絡等、状況に応じた措置を講じます。

○津波情報等の伝達（管理係）

津波注意報や警報が発令された場合には、J アラートにより情報が防災行政無線から自動的に流れますが、管理係は出艇者及び港湾区域内に滞留する者に対し、津波フラッグを港湾管理事務所2階に掲揚し、津波注意報あるいは津波警報が発令されたことを伝達し、「出艇禁止指導」を行うとともに、状況に応じて次の情報をハンドマイクやメガホン、広報車により利用者へ伝達します。

<津波注意報発表時の伝達内容例（参考）>

「こちらは、真鶴港管理事務所です。

○時○分、津波注意報が発表されました。

水際付近は危険です。直ちに水際から離れてください。

（※ 津波到達時間が判明した場合）

予想される津波の到達時刻は、○時○分です。」

<津波警報（大津波警報）発表時の伝達内容例（参考）>

「こちらは、真鶴港管理事務所です。

○時○分、津波警報（大津波）警報が発表されました。

高い所で2メートル程度（3メートル程度以上）の津波が予想されます。

水際付近は危険です。直ちに水際から離れ、まなづる小学校あるいはひなづる幼稚園（避難場所）、または高台に避難してください。

また、車での避難は避けてください。

（※ 津波到達時間が判明した場合）

予想される津波の到達時刻は、○時○分です。」

○利用者の避難誘導（管理係、避難誘導係）

管理係及び避難誘導係は、残留者の確認を行うとともに、利用者を真鶴町の広域避難場所であるまなづる小学校あるいはひなづる幼稚園へ避難誘導を行います。職員は利用者が迅速に広域避難場所に避難できるよう、交差点に待機するなど可能な限り誘導の補助を行います。

津波が間近に迫っており、避難場所へ避難する間がない場合や災害時要援護者等避難場所への誘導が困難な場合等については、避難場所経路への誘導を行い、利用者をできるだけ高い場所への避難誘導を行います。

○海上にいる利用者への避難対応（避難誘導係）

避難誘導係は出艇者の確認を行い、海上にいる利用者への呼びかけを行うとともに、必要に応じて海上保安署等への救助等の協力要請を行います。

避難誘導方法については次の通りです。

当日の出艇状況を確認し、帰港申告のされていない艇を確認します。帰港申告のされていない各艇の船長に携帯電話等で連絡を取り、①津波警報等が発令された旨と津波到達予想時間等の情報提供、②帰港するか否かの判断は船長に一任、③艇の位置の確認を行います。

○関係機関への報告等（管理係）

管理係は下記事項を、利用者・職員の安全確保後、できるだけ速やかに県西土木事務所小田原土木センターへ電話、FAX、メール等により報告を行い、今後の対応について協議します。

- ☐ 責任者（連絡者）の氏名・連絡先
- ☐ 避難対応状況（避難場所、避難人数等）
- ☐ 負傷者等の状況
- ☐ 施設の被害状況（分かる範囲で）
- ☐ 今後の対応等

イ 高潮・波浪等の荒天時の利用者の避難誘導や臨港道路の通行止め等の対応の考え方（事前準備、連絡体制、関係機関との連携・協力、避難場所、避難誘導方法等）について記載してください。（業務実施に当たっての人員体制、事務の流れ、責任の所在等が明確になるように記載してください。）

高潮・波浪等の荒天時にも、利用者の安全確保を最優先に行う必要があります。各職員は、初動態勢時には原則として次の役割を担います。配備体制の責任者は、高潮・波浪警報発令時に勤務する一番上席の者とし、配備体制の責任者は、あらかじめ定められた役割を基本に職員に指示を出します。各職員は、責任者の指示に従うとともに、自発的な行動を必要に応じ行います。

初動態勢時の流れと対応すべき主な内容は次のとおりです。

① 高潮・波浪警報発令



② 情報収集 …高潮・波浪警報発令の有無、出艇者の情報収集。



③ 情報伝達 …港内放送等により、利用者への情報伝達。



④ 避難誘導 …あらかじめ定められた避難場所等へ利用者の避難誘導を行う。



⑤ 土木センターへの報告 …被害状況等について、県西土木事務所小田原土木センターへ報告を行う。

職員は、各自の役割に基づいて、次のとおり対応します。（港湾管理事務所に勤務する会計年度任用職員は避難誘導に従事することとします。）なお、ここで定める内容は基本的な対応手順を明らかにするものでありますが、被害等の状況に応じて臨機応変な対応が必要となった際は、手順と異なる場合もあることとします。

○情報等の収集

警報が発令された場合には、速やかに情報を収集します。

ヨットの出艇届、出艇記録を速やかに確認し、帰着していない艇がいる場合には、艇数、船種等を確認し、レスキュー艇の出動、海上保安署への連絡・巡視要請、出艇者の携帯電話への連絡等、状況に応じた措置を講じます。

○情報等の伝達

高潮・波浪警報が発令された場合には、Jアラートにより情報が防災行政無線から自動的に流れますが、出艇者及び港湾区域内に滞留する者に対し、高潮警報あるいは波浪警報が発令されたことを伝達し、「出艇禁止指導」を行うとともに、状況に応じて収集した情報をハンドマイクやメガホン、広報車により利用者へ伝達します。

○利用者の避難誘導

施設に越波する可能性がある場合については、利用者をできるだけ高い場所への避難誘導を行います。

○海上にいる利用者への避難対応

出艇者の確認を行い、必要に応じて海上保安署等への救助等の協力要請を行います。

避難誘導方法については次の通りです。

当日の出艇状況を確認し、帰港申告のされていない艇を確認します。帰港申告のされていない各艇の船長に携帯電話等で連絡を取り、①波浪警報等が発令された旨の情報提供、②帰港するか否かの判断は船長に一任、③艇の位置の確認を行います。

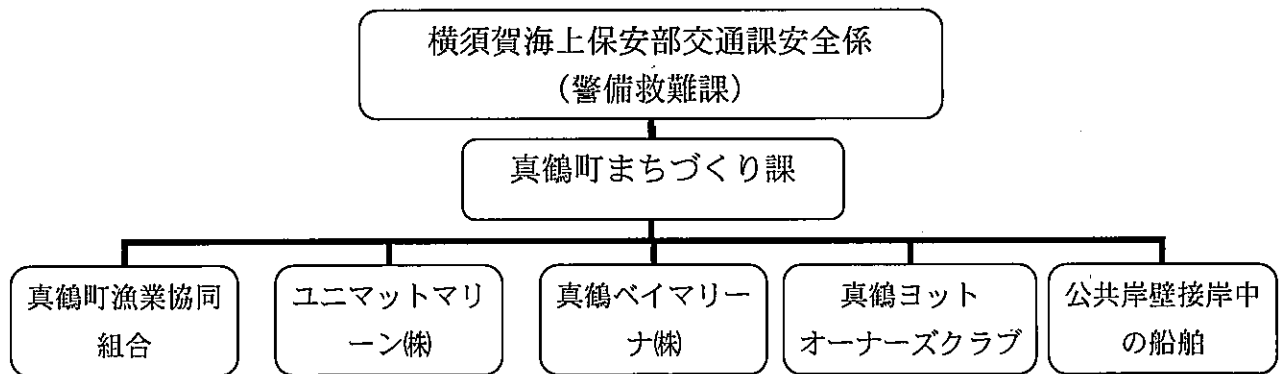
○関係機関への報告等

下記事項を、利用者・職員の安全確保後、できるだけ速やかに県西土木事務所小田原土木センターへ電話、FAX、メール等により報告を行い、今後の対応について協議します。

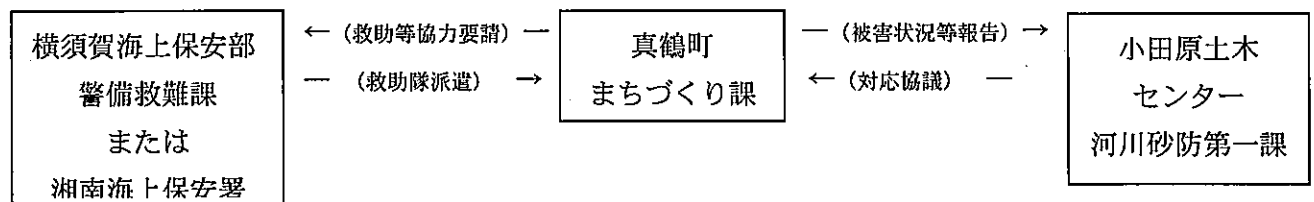
- ☐ 責任者（連絡者）の氏名・連絡先
- ☐ 避難対応状況（避難場所、避難人数等）
- ☐ 負傷者等の状況
- ☐ 施設の被害状況（分かる範囲で）
- ☐ 今後の対応予定

高潮警報・波浪警報発令時及び高潮・波浪等による被害が発生した場合の配備基準はいずれも参集とします。

* 緊急時（災害・荒天時等）における真鶴港の警報等情報連絡系統体制図は次のとおりです。



* 緊急時（災害・荒天時等）における真鶴港の協力要請・報告等連絡系統体制図は次のとおりです。



ウ 災害・荒天時に係る行動マニュアルの作成、職員研修の実施、避難訓練等の取組みについて記載してください。

利用者の安全確保を最優先課題とし、災害発生時には町を挙げて利用者を広域避難場所など安全な場所への避難誘導を行うとともに、湯河原町消防本部や医療機関の協力を得て負傷者の早期の段階での手当や救急車両の手配を迅速に行います。また、関係各団体とは日頃より災害発生に備えて調整を行い、連携を密にし二次災害を防ぐように努めます。荒天時には各種注意報・警報の気象状況をインターネットやラジオ等のメディアを活用するとともに、湯河原町消防本部や防災担当課からの最新情報の収集に努め、防災行政無線等を活用して利用者等へ正確かつ迅速に情報伝達を行います。これらの行動規範を地域防災計画に定め、町で主催している防災訓練・津波避難訓練に石材業者・漁業者・ヨット利用者・民間マリーナ・遊覧船事業者等を積極的に参加させ、災害時の対応意識の高揚に努めます。併せて職員を湯河原町消防本部等が開催する研修会に参加させ、災害時の心得や救急技術を習得させることに努めます。

I サービスの向上

エ 大規模災害等発生時における県等の関係機関との協力、自らの判断による県民等の安全確保の対応等の実施方針について記載してください。

町は真鶴港が大規模災害等発生時に神奈川県地域防災計画に定める緊急物資受入港として機能するよう県が行う施設の利用制限に最大限協力します。具体的には、効率の良い動線の確保やアドバース、石材業者・漁業者・ヨット利用者・民間マリーナ・遊覧船事業者等との利用調整、着岸場所・受入ルート及び物資保管スペースの確保、公用車等による運搬援助を行います。また、港周辺の残留者に対しては災害情報の提供を行うとともに、広域避難場所への誘導を行います。

オ 台風・波浪・高潮等の被害による清掃・修繕等の事後対応の考え方について記載してください。

台風等の被害への事後対応については、直営で行うことを基本に、清掃業務については業者へ直接委託するのではなく、庁内を挙げてマンパワーや車両の確保に努め、収集した塵芥については美化センターに直接持ち込みます。また、被害が広範囲に亘る場合は石材業者・漁業者にも協力を要請します。修繕業務については原材料を調達するなどして可能な限り直営で行うこととし、経費の節減に努めます。被害が大きい場合には別途、県と協議のうえ対応します。

② 感染症等の感染拡大時の対応方針

ア 感染防止対策が必要になった場合の行政機関等の取組への協力について記載してください。

町では感染症対策の充実として、厚生労働省が発出した「新しい生活様式」の定着を推進しています。日頃からここに明記された実践例を参考に予防対策を講じるとともに対策が必要となった場合は、感染症対策対担当課の指示に従い感染症対策を行います。

イ 感染防止対策が必要になった場合には、施設内の消毒や利用者への注意喚起、消毒液の設置など、どのような取組を行うか記載してください。

現在も、港湾管理事務所の入り口には、体温計とアルコール消毒を設置しています。また、受付はガラス戸となっているので、直接の対面での対応は回避するようにします。施設内では、手指の消毒や換気に留意します。

③ 災害時における緊急物資受入港としての対応方針

大規模災害等発生時に緊急物資受入港として使用された場合の県の指揮下での対応方針について記載してください。

石材業者、漁業者、ヨット利用者・民間マリーナ・遊覧船事業者が利用する真鶴港において、これら関係団体との調整を中心に最大限の協力・対応を行います。関係団体との利用調整はもと

I サービスの向上

より、緊急物資の受入に効率の良い動線の確保やアドバイス、着岸場所・受入ルート確保、緊急物資の搬出・保管スペースの確保等を行います。また、災害時の対応は普段からの地域・関係団体との連携が重要と捉え、町主催の防災訓練や津波避難訓練への参加等を通じ、緊急時における地域・関係団体との緊密な連携を構築していきます。

5 地域と連携した魅力ある施設づくり（施設づくりとはハード整備をいうものではありません。）

(1) 地域と連携した魅力ある施設づくり

① 地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容

地域の実情を踏まえた魅力ある施設づくりへ向けた運営を行うための地域人材の活用、地域や関係機関（団体等）との連携・協力体制の構築及びボランティア団体等の育成（支援）・連携の考え方等について、利用者サービスの向上の観点から踏まえ、記載してください。

町が事務局を担っている「真鶴港みなとまちづくり協議会」では、活力ある「みなと空間」の形成を図るため、「真鶴なぶら市」と共催した事業として、ヨットや巡視艇の体験乗船を実施しています。本協議会は港湾の利用調整の場でもあります。真鶴港に関わる団体により構成されており、港湾の利用促進のために協力していただき、新たな事業展開に努めます。

他団体との連携・協力という面では、観光ボランティアが案内する観光ガイドコースに港湾周辺の史跡や港湾内の遊歩道が組み込まれており、真鶴港の魅力を多くの観光客に伝えていただいております。また、真鶴町を拠点に活動する NPO 法人「ディスカバーブルー」は、真鶴港でのプランクトン観察会や琴ヶ浜海岸での磯の観察会を通じて海洋環境の保護と真鶴の海の魅力を発信いただいております。

② 地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容

地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容について記載してください。

現在、業務委託をしている琴ヶ浜公衆トイレ浄化槽保守管理業務委託事業、琴ヶ浜公衆トイレ浄化槽清掃管理業務委託事業及び警備保障業務委託事業の3事業については、町内及び隣接市町の事業者が携わっており、迅速かつきめ細かいサービスを実施しています。また、施設修繕等についても基本的には直営で行いますが、町内業者を重用することで、迅速に対応します。

Ⅱ 管理経費の節減等

6 節減努力等

(1) 節減努力等

① 年度別収支計画

※ 様式 3 に記載してください。

② 令和○年度収支計画（年度ごとに作成してください。）

※ 様式 3 に記載してください。

③ 令和○年度人件費内訳（年度ごとに作成してください。）

※ 様式 4 に記載してください。

（※）欄が不足する場合は、ページを追加してください。

Ⅲ 団体の業務遂行能力

7 人的な能力、執行体制

(1) 人的な能力、執行体制

① 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況

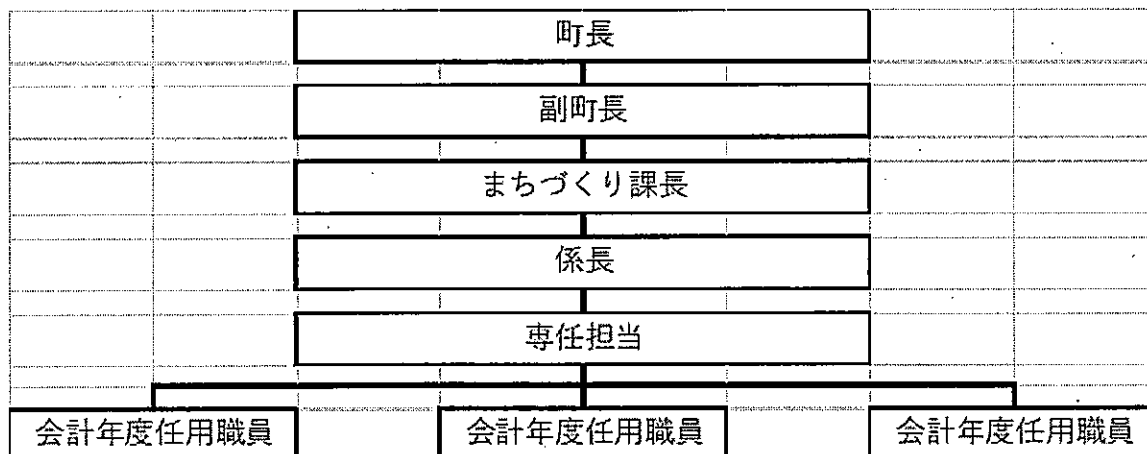
ア 真鶴港の運営に関して、指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置（人数、役職者の有無、休日の対応等）の考え方を記載してください。

※指定管理業務を担当する部署において、担当職員の専任化を図るなど、人員不足及び職員の過重な負担とならないような人員配置等の考え方について記載してください。

真鶴港の安全を確保し、機能を効率的に運用できる人員を必要最小限で確保します。また、関係各団体・地域との連携及び地理的状況や歴史的背景を基に各種事業の展開が図られる人員を配置し、さらに専門知識や経験を有する会計年度任用職員を多方面から中立の立場で雇用し、港湾管理業務に対応できるよう配置します。具体的には、専任担当1名、輪番制による会計年度任用職員7名により対応し、港湾管理事務所には常時2～3名が勤務します。夏季等の繁忙期やイベント開催時には担当課の他の職員を動員し適切な運用を図ります。

休日のトラブル発生の際は、会計年度任用職員から専任担当者に電話連絡があり、専任担当者の指示により対応します。

イ 組織及び職員構成を職名、指揮命令系統が分かるように組織図を記載してください。また、町の組織全体の体制の中での担当部課における真鶴港の管理に関する業務の位置づけや他の業務との関連が明確になるように記載してください。（職員数は「令和7年度の人件費内訳」（様式4）と整合するよう注意してください。）



* 組織機構図については別添資料のとおりです。

〈まちづくり課所掌事務〉

○都市計画に関すること。

○まちづくり推進に関すること。

○真鶴港に関すること。

○道路、橋りょう、河川その他土木に関すること。

ウ 職員構成による1ヶ月分の勤務計画表を例示してください。

		係長	担当	臨時	臨時	臨時	臨時	臨時	臨時	臨時
		常勤	常勤	会計年度	会計年度	会計年度	会計年度	会計年度	会計年度	会計年度
1	月	○	○		○			○		○
2	火	○	○		○	○			○	
3	水	○	○	○				○	○	
4	木	○	○			○	○		○	
5	金	○	○	○				○		○
6	土				○	○				○
7	日						○		○	○
8	月	○	○		○	○			○	
9	火	○	○	○				○	○	
10	水	○	○			○	○			○
11	木	○	○	○				○		○
12	金	○	○		○	○	○			
13	土			○			○		○	
14	日				○			○		○
15	月	○	○	○				○	○	
16	火	○	○		○	○	○			
17	水	○	○	○				○		○
18	木	○	○			○	○			○
19	金	○	○	○			○		○	
20	土				○	○		○		
21	日			○			○		○	
22	月	○	○			○	○			○
23	火	○	○	○				○		○
24	水	○	○		○	○	○			
25	木	○	○	○			○		○	
26	金	○	○		○			○		○
27	土				○	○			○	
28	日			○		○		○		
勤務日数		20日	20日	12日	12日	12日	12日	12日	12日	12日
勤務時間数		155h	155h	93h	93h	93h	93h	93h	93h	93h

※ ○は当番(定時 8:30~17:15)

Ⅲ 団体の業務遂行能力

② 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況

業務の一部を委託する場合は、その管理・指導体制について記載してください。

業務内容に関しては、その都度提出させる報告書により確認し、その内容によっては担当課員が状況を確認し、適切に対応します。また、真鶴町契約規則の規定に基づき、業務着手時及び業務完了時に「着手届」及び「完了届」を提出させ、完了後には完成検査を行い、「検査合格」あるいは「検査不合格」を判断し、「検査不合格」となった場合は不備な点を改めさせ、再度検査を行うこととします。

③ 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況

指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成の取組や職員採用についての方針、ワーク・ライフ・バランスの取組、職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組について記載してください。

真鶴港の管理運営に関する業務の適切な執行、技術の向上、利用者に対するサービスのレベルアップを図るため、各種研修・会合に参加することにより適切な知識を有し、明るく親切に対応できる職員であるよう、その資質の向上に努めます。

(1) 技術の向上に関する研修

利用者の安全確保に寄与するため、職員・会計年度任用職員を湯河原町消防本部で開催される救急救命講習に参加させ、いざというときのための知識や技術を習得させます。

(2) 利用者（接客）サービスのレベルアップに関する研修等

利用者が気持ちよく施設を利用できるように職員・会計年度任用職員を町主催の職員研修（接遇）に参加させ、マナースキルの向上に努めます。また、利用の問い合わせ、相談等に対して的確に対応できるように県港湾条例を始め各種規則、事務処理要綱の等の周知徹底を図ります。さらには利用者のニーズ把握のため、町と港湾管理事務所との定例的な打合せを開催して、サービス向上へ向けての問題点の共有化を図ります。

8 財政的な能力

(1) 財政的な能力

① 安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体の経営状況、団体の事業の継続性・安定性の度合い、団体の事業の信頼性の度合い

様式3、様式4、団体の収支予算書、収支決算書、決算諸表等により審査しますので、記載不要です。

9 コンプライアンス、社会貢献

(1) コンプライアンス、社会貢献

- ① 指定管理業務を実施するために必要な団体の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）

ア 指定管理業務を実施するために必要な町の諸規定の整備状況について次表に記載してください。

(ア) 現在整備済みの諸規程

規程の種類	規程の名称	適用可能性	指定管理業務実施にあたり改正が必要な場合はその趣旨、内容等
就業規則	真鶴町職員服務規程	○	
	真鶴町職員倫理条例	○	
	真鶴町職員倫理条例施行規則	○	
	真鶴町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例	○	
	真鶴町職員の勤務時間及び休暇等に関する規則	○	
会計規程	真鶴町予算決算会計規則	○	
給与規程	真鶴町職員の給与に関する条例	○	
	真鶴町職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則	○	
決裁規程	真鶴町事務決裁規程	○	
情報公開規程	真鶴町情報公開条例	○	
	真鶴町情報公開条例施行規則	○	
個人情報保護規程	真鶴町個人情報保護条例	○	
	真鶴町個人情報保護条例施行規則	○	

	真鶴町情報公開・個人情報 保護審査会規則	○	
--	-------------------------	---	--

文書管理規程	真鶴町文書管理規程	○	
その他(分限・懲戒)	懲戒処分等の公表基準	○	
その他(契約)	真鶴町契約規則	○	
その他(災害対策)	真鶴町災害対策本部条例	○	
その他(行政手続)	真鶴町行政手続条例	○	
	真鶴町行政手続条例施行規則	○	
	真鶴町聴聞及び弁明の機会 の付与に関する規則	○	
その他(暴力団排除)	真鶴町暴力団排除条例	○	

※ 規程の種類には、「就業規則」、「会計規程」、「給与規程」、「決裁規程」、「情報公開規程」、「個人情報保護規程」、「文書管理規程」、「その他(具体的に)」のいずれかを記載してください。

※ 適用可能性については、下記の区分に従って、○、△、×で記載してください。

○：改正等をせずに指定管理業務実施に際して適用可能

△：一部内容を修正することにより適用可能

×：適用できない(適用しない)

※ 上記規程については、資料として提出してください。

(イ) 今後新たに整備予定の諸規程

規程の種類	今後整備予定の規程の名称	規程整備の趣旨、概要、整備予定時期

Ⅲ 団体の業務遂行能力

イ 施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況を記載してください（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無や職員に対する研修等を含みます）。

施設等の維持管理については、職員及び会計年度任用職員が巡視します。法定検査が義務付けられている港湾管理事務所及び琴ヶ浜トイレの浄化槽については、専門業者に保守管理業務を委託します。施設等に故障等が生じた場合は、県に報告及び協議し、軽易な故障等であれば、修繕を行います。

ウ 申請開始の日から起算して過去３年間に労働基準監督機関等から指摘事項があった場合には、指摘事項の概要や労働基準監督機関等への報告内容等について記載してください。

特にありません。

（※）欄が不足する場合は、ページを追加してください。

Ⅲ 団体の業務遂行能力

② 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況

ごみの減量化、再生紙の活用、グリーン購入等を推進する等の運営方針に関する考え方を記載してください。

事務処理についてはパソコン上での処理を促進してペーパーレス化を図り、書類等の印刷については再生紙の利用、両面印刷、リサイクルトナー等を使用しており、資源の無駄を省くことを徹底しています。施設内で生じるゴミや廃品については分別して収集し、処理施設に種別毎に持ち込むことによりリサイクルの周知と徹底を行います。

管理業務において使用する電気設備については、こまめに消灯・電源を切ることを心掛けており、特に夏季及び冬季に使用頻度が高いエアコンは特別な事情を除き時間単位での使用を決めるなど徹底した節電に取り組めます。ガスについては、給湯器・シャワー等の節水に努め、利用者にも積極的に節電・節水を働きかけます。水道については、夏季に磯遊び客等により使用頻度が大幅に増す琴ヶ浜海岸の公衆トイレは節水を呼びかけます。

③ 法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績

ア 法定雇用率の達成状況、未達成の場合の今後の対応

(7) 障害者雇用状況（令和6年6月1日現在）※1

法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (A)	うち常用雇用障害者数 (B)	実雇用率 (B) / (A) × 100	不足数 (A) × 法定雇用率※2 - (B)
97.0	3.0	3.09	0.0

※1 「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下、障害者雇用促進法という。）に基づき、厚生労働省に報告している令和6年6月1日現在の障害者雇用状況を記載してください。報告義務のない法人については、(A)、(B)を記載してください。

算定方法については、厚生労働省に報告する障害者雇用状況報告書の記載要領を確認してください。

※2 法定雇用率については厚生労働省のHPを参照してください。

（参考）障害者雇用のルール

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page10.html#01

(i) 未達成の場合の今後の対応

(7) 障害者雇用促進法に基づく国（公共職業安定所長）からの障害者雇入れ計画作成命令の有無

☐ 有（計画作成命令を受けた後の対応について： ）

☒ 無

イ 障がい者雇用促進の考え方と実績

障がい者雇用企業等〈障害者雇用企業、障害福祉サービス事業所、在宅就業支援団体など〉に優先的に発注するなど、障がい者雇用を促進する考え方や実績を記載してください。

障がい者が仕事を通じ誇りを持って自立した生活を送ることができるように障がい者雇用対策を進めることが町としての社会的責任と捉え、障がいをお持ちの方を雇用しています。なお、港湾管理事務所及び琴ヶ浜トイレのトイレトーパーについては、地域の障がい者及びその家族を支援する NPO 法人「真鶴ひまわりの家」から購入しております。

④ 障害者差別解消法及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方

障がい者に対する社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮（具体的な取組）を記載するとともに、ともに生きる社会の実現に向けた団体の姿勢について記載してください。

神奈川県の提唱する「ともに生きる社会かながわ憲章」に賛同し、だれもがその人らしく暮らすことのできる地域社会を目指し、真鶴町第4期障がい者計画等を定め、障がい者が生き生きと働き、生活していけるよう憲章の実現に向けて取り組んでいます。

⑤ 手話言語条例への対応

手話に対応するための体制の整備や研修等の取組方法等について記載してください。

現在、町として手話に関する研修を実施しておりませんが、今後民間で行われている手話教室への職員の参加を積極的に促すとともに、手話対応できない場合においても、磁気ボードを活用する等、円滑なコミュニケーションができるよう努めます。

- ⑥ 社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組
ア 社会的責任を果たし、又は、社会貢献を行うための活動について記載してください。

真鶴町は海に囲まれ、海の恵みによって発展してきた町です。「真鶴町まちづくり条例・美の基準」の中に、豊かな海の自然環境を次世代に紡いでいくキーワード「海と触れる場所」、「海の仕事山の仕事」、「夜光虫」等があります。真鶴町にとっての財産である海を守るために、会計年度任用職員による日々の清掃だけでなく、民間団体による海岸美化活動が実施されています。

真鶴港の港湾区域内である琴ヶ浜や三ツ石海岸において、年に1度、地元の非営利団体である「グリーンエイド真鶴」が主催し、海岸清掃を実施しております。その他、岩海岸においても真鶴町環境美化推進協議会主催の海岸清掃を実施しており、海的环境保全に積極的に取り組んでいます。近年では大きなごみだけでなく、マイクロプラスチックごみも回収するよう留意しています。

- イ SDGs（持続可能な開発目標）（目標8（経済成長）、目標9（強靱なインフラ）、目標14（海の豊かさを守る））への取組について記載してください。

【目標8 経済成長】

毎月最終日曜日に真鶴港の岸壁で開催される「真鶴なぶら市」では、地元産品の魚介類や農作物が販売され、賑わい創出・人々の交流の場となっています。

【目標9 強靱なインフラ】

真鶴港活性化整備計画により港湾施設の防災機能の強化を県により推進していただいております。具体には沖防波堤や耐震強化岸壁の整備などにより港内の静穏度の向上や災害時の物資受入港として機能が強化されました。町としましては、大規模災害等発生時には神奈川県地域防災計画に定める緊急物資受入港として十分な機能が発揮できるよう県が行う施設の利用制限に最大限協力します。具体的には、効率の良い動線の確保やアドバイス、石材業者・漁業者・ヨット利用者等との利用調整、着岸場所・受入ルート及び物資保管スペースの確保、公用車等による運搬援助を行います。

【目標14 海の豊かさを守る】

人類にとっての財産である海を守るために、会計年度任用職員による日々の清掃だけでなく、民間団体による海岸美化活動が実施されています。

前述した「グリーンエイド真鶴」が主催する海岸清掃や岩海岸の「真鶴町環境美化推進協議会」主催の海岸清掃等を実施しており、海的环境保全に積極的に取り組んでいます。近年では大きなごみだけでなく、マイクロプラスチックごみも回収するよう留意しています。

また、教育委員会では、真鶴港でのプランクトン観察会や琴ヶ浜海岸での磯の観察会を通じて海洋環境の保護と真鶴の海の豊かさを学習する事業を展開しています。

Ⅲ 団体の業務遂行能力

10 事故・不祥事への対応、個人情報保護

(1) 事故・不祥事への対応、個人情報保護

- ① 申請開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況

※ 様式6に記載してください。

※ 重大な事故又は不祥事とは、申請受付開始の日から起算して過去3年間に、申請する団体等（グループ申請の構成団体を含む。）又は申請する団体等の役員若しくは職員の行為により生じた次のものを指します。

- ・ 重大な事故（「神奈川県指名停止等措置要領」第2条の規定に基づき指名停止を行う要件に該当するもの）
- ・ 不祥事（「懲戒処分の指針」の標準例に列挙された行為に相当し団体が処分を行ったもの）

※ なお、対象となる応募団体の役員又は職員（契約社員、派遣社員及び日々雇用職員等の非正規雇用による職員を含みます。）は次のとおりとします。

- ・ これまで指定管理業務を実施したことがない団体等では、当該団体の役員又は県内の事業所の職員
- ・ すでに指定管理業務を行っている団体では、当該団体の役員又は指定管理業務に従事する職員

不祥事が発生しました。（様式6参照）

- ② 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況

個人情報保護についての考え方・方針、真鶴港の管理運営業務で取り扱う個人情報を保護するための具体的な管理体制、個人情報保護について職員に徹底するための教育・研修等について記載してください。

町では「真鶴町職員倫理条例」に基づき、職員教育の徹底による不法・不平等な行為を許さない職場環境の構築を目指しており、個人情報保護の職員への徹底については従来より全職員を対象とした研修の中で、個人情報保護の重要性、法律上の要請、管理体制、取扱ルール等を理解させる教育啓発活動を定期的に実施しております。個人情報保護に関する職員研修は継続して実施するとともに、県・その他の主催する研修にも積極的に参加させてまいります。

（※）欄が不足する場合は、ページを追加してください。

11 これまでの実績

(1) これまでの実績

① 指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況

ア 指定管理施設と類似施設の業務を行う施設等での管理実績の状況について次表に記載してください。

管理施設名	管理期間	所在地	管理形態	施設の種類	管理業務内容
真鶴港	平成31年 4月～令和 6年3月	足柄下郡 真鶴町 真鶴	指定管理	港湾施設 係留施設、陸置 施設、岸壁、遊 歩道、管理事務 所、公衆トイレ	利用承認、維持管理、 利用調整
岩漁港		足柄下郡 真鶴町 岩	直営	漁港施設 防波堤、係留施 設、泊地、道路、 荷さばき場	維持管理業務

※ 管理期間は、「令和〇年〇月～令和〇年〇月」のように年月がわかるように記載してください。

※ 管理形態は、「直営」、「指定管理」、「管理業務受託」、「その他」のいずれかとし、「その他」の場合には具体的な形態を記載してください。

※ 施設の種類には、係留施設、陸置施設、岸壁、駐車場、緑地、管理事務所など施設の種類を記載してください。

イ 管理実績に関して、特にアピールするポイントがあれば、具体的に記載してください。

石材業者、漁業者、ヨット利用者、民間マリーナ及び遊覧船事業者が混在し、これらの権利関係が複雑に絡む真鶴港においては他にもまして公平中立な利用調整と管理運営が求められるところですが、指定管理者として事業者よりスケジュールの提出を求め、これを基に業態の異なる複数事業者間の調整を図り、一般利用者には事業者のスケジュールを事前に周知するなど利用調整業務には配慮してきました。その結果、今日まで大きなクレーム・事故もなく施設の運営をさせていただいております。これも長年に亘り、町行政と石材業者、漁業者、ヨット利用者等との間で築かれた信頼関係によるものと自負しております。また、港湾を賑わいの空間として位置付け、港湾施設を利用したイベントを数多く企画・開催することより港湾の利用促進と効率的な運営に努めてまいりました。併せて真鶴港を観光資源として捉え、港の特色・魅力等をHPや広報紙等により発信することにより港周辺を訪れる人も増えており、徐々にではありますが「開かれた港」の姿へ近づきつつあるものと確信しております。今後も利用者の安全を第一に考え、関係各団体

とより一層の信頼関係を築くとともに、利用促進・効率的な運営に努めます。

なお、真鶴港の指定管理につきましては、前述したとおり真鶴町で不祥事があり、それに伴い令和 5 年度の指定管理については、神奈川県が直営になったところでありますが、不祥事に伴う前町長のリコールから町長選挙が令和 5 年 11 月に行われ新町長が選出され、その後、令和 6 年 3 月には副町長も選任され、町政の立て直しが進み、執行体制も安定してまいりました。港湾管理業務は業務委託から指定管理に制度が変わって令和 5 年度まで真鶴町が担ってまいりました。長期にわたり、培ってきた実績を基に的確な業務遂行ができると考えております。

② 県又は他の自治体における指定取消しの有無

指定管理業務を行った際の、指定の取消しの有無について記載してください。

指定の取消しはありませんでしたが、令和 5 年度の指定管理期間満了をもって、令和 6 年度指定管理の継続はできませんでした。

令和 5 年 8 月 29 日付け河第 1428 号の通知にて、令和 6 年 4 月以降の真鶴港の指定管理について、真鶴町の執行体制が安定するまでの当面の間、神奈川県が直接管理することとなりました。

(※) 欄が不足する場合は、ページを追加してください。

